

県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 9 月 29 日

岩手県教育委員会

委員長 安藤 厚

県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令

県立学校事務処理規程（昭和 44 年岩手県教育委員会訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(各部門の分掌)</p> <p>第 2 条 事務部門の分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 管理改善に関すること。</u></p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> [略]</p> <p><u>(10)</u> [略]</p> <p><u>(11)</u> [略]</p> <p><u>(12)</u> [略]</p> <p><u>(13)</u> [略]</p> <p><u>(14)</u> [略]</p> <p><u>(15)</u> [略]</p> <p><u>(16)</u> [略]</p> <p><u>(17)</u> [略]</p> <p><u>(18)</u> [略]</p> <p><u>(19)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(副校長の専決事項)</p> <p>第 5 条 校長の処理すべき事務に関し、副校長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 職員の旅行命令に関すること（海外への旅行命令を除く。）。</p> <p>(7) 職員の私用車の公用承認に関すること（生徒が同乗する場合を除く。）。</p> <p>(8)～(14) [略]</p> <p style="text-align: center;">(事務長の専決事項)</p> <p>第 6 条 校長の処理すべき事務に関し、事務長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">(各部門の分掌)</p> <p>第 2 条 事務部門の分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> [略]</p> <p><u>(10)</u> [略]</p> <p><u>(11)</u> [略]</p> <p><u>(12)</u> [略]</p> <p><u>(13)</u> [略]</p> <p><u>(14)</u> [略]</p> <p><u>(15)</u> [略]</p> <p><u>(16)</u> [略]</p> <p><u>(17)</u> [略]</p> <p><u>(18)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(副校長の専決事項)</p> <p>第 5 条 校長の処理すべき事務に関し、副校長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>教育職員</u>の旅行命令に関すること（海外への旅行命令を除く。）。</p> <p>(7) <u>教育職員</u>の私用車の公用承認に関すること（<u>児童又は生徒</u>が同乗する場合を除く。）。</p> <p>(8)～(14) [略]</p> <p style="text-align: center;">(事務長の専決事項)</p> <p>第 6 条 校長の処理すべき事務に関し、事務長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p>

(1)・(2) [略]

(3) 職員及び生徒に関する諸証明をすること。

(4)・(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) 共済組合及び教職員互助会に係る給付の請求その他の
の手続をすること。ただし、長期給付及び退職給付を除く。

(16) [略]

(17) [略]

(18) 収入金の調定及び納入の通知をすること (光熱水費、
電信電話料金及び雇用保険料に係るものに限る。)。

(19) [略]

(20) 電話の使用の承認をすること。

(21) [略]

(22) 報酬、共済費、賃金及び報償費並びに光熱水費
及び電信電話料金並びに使用料及び賃借料（土地及
び建物の賃貸借契約に係るものに限る。）及び公課
費に係る支出負担行為及び支出命令をすること。

(23) 1件の金額 20万円以下の需用費（光熱水費を除
く。）、役務費（電信電話料金を除く。）、使用料
及び賃借料（土地及び建物の賃貸借契約に係るもの
を除く。）及び原材料費に係る支出負担行為及び支
出命令をすること。

(24) 1件の金額 20万円以下の委託料及び工事請負費
に係る支出命令をすること。

(25) [略]

(26) [略]

(1)・(2) [略]

(3) 職員及び児童又は生徒に関する諸証明をすること。

(4)・(5) [略]

(6) 教育職員以外の職員の旅行命令に関すること（海外へ
の旅行命令を除く。)。

(7) 教育職員以外の職員の私用車の公用承認に関するこ
と（児童又は生徒が同乗する場合を除く。)。

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) 共済組合及び教職員互助会に係る給付の請求その他
の手続をすること。

(18) [略]

(19) [略]

(20) 収入金の調定及び納入の通知をすること。

(21) [略]

(22) [略]

(23) 報酬、共済費、賃金、報償費、光熱水費、電信電
話料金、使用料及び賃借料（土地及び建物の賃貸借契
約に係るものに限る。）、負担金並びに公課費に係る
支出負担行為をすること。

(24) 1件の金額 100万円以下の需用費（光熱水費を除
く。）、役務費（電信電話料金を除く。）、委託料、
使用料及び賃借料（土地及び建物の賃貸借契約に係る
ものを除く。）、工事請負費、原材料費及び備品購入費
に係る支出負担行為をすること。

(25) 令達された歳出予算の範囲内で、支出命令を発する
こと。

(26) [略]

(27) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。